【資料⑦】

第5号 平成29年度役員人事

以下の通り、当法人役員人事を提案いたします。

役 名	氏 名	報酬の 有無		役 名	氏 名	報酬の 有無	
代表理事	山本 浩史	無	再任	理事	濱坂 都	無	再任
副代表理事	曽根 一真	無	再任	理事・ 事務局長	多田 朋孔	無	再任
理事	金子 洋二	無	再任	監事	海津 一義	無	再任
理事	曽根 武	無	再任	理事	曽根 直美	無	退任
理事	曽根 イミ子	無	再任	理事	庭野 功	無	退任

【資料®】

第6号 定款変更対応

下記1~4の通り、当法人の定款を変更することを提案いたします。 (項目追加に伴う項目番号記載の変更は省略)

1. 法人の主たる事務所の表記の誤りの訂正

変更) 中条庚939番2号=>中条庚939番地2

第2条 この法人は、主たる事務所を新潟県十日町市中条庚939番地2に置く。

2. 平成23年度特定非営利活動方針推進法改正による対応

追記)

第 15 条

- 2 代表理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。 第28条
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、 正会員の全員が署名又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、 当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

第30条 総会の議事(中略)

- 3 前2項に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法による同意の意思を 表示したことにより議決があったとみなされた場合においては、次の事項を 記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1)総会の議決があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の議決があったものとみなされた日

変更)

・定款中の『収支』の文言を『活動』に変更

3. 平成28年特定非営利活動促進法改正対応

追記)

第55条

ただし、法第2条の第2項に規定する貸借対照表の公告については、 この法人のホームページに掲載して行う。

4. 学生会員の廃止

削除)

第6条

(3) 学生会員 この法人の事業を賛助するために入会した学生